

MY HOME TOWN MIHARU MY HOME TOWN MIHARU MY HOME TOWN MIHARU

三春わが街

MY HOME TOWN MIHARU MY HOME TOWN MIHARU MY HOME TOWN MIHARU

■コミュニティだより

VOL. 30 (年4回発行)

■発行日 平成15年9月15日
■発行 三春まちづくり協会
■編集 三春まちづくり協会広報部会
三春町字大町178
TEL/FAX (62) 3988

特集 第2弾

もつたないない... まだ使える「旧公民館」

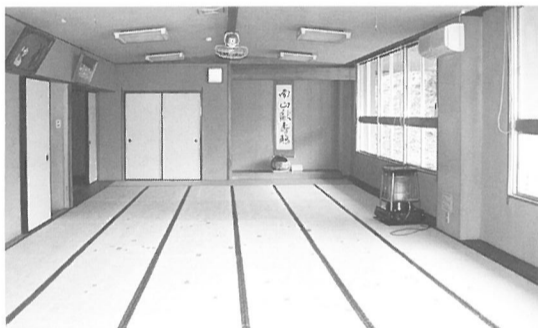
六月に発行した「三春わが街」第二十九号で、「どうなる？旧公民館」という特集を組んだところ、町民の皆さまから様々な要望や意見をいただきました。また、前回の取材以降、町役場側でどのような進展があったかを再度取材しました。まだまだ十分使えそうな建物の有効活用を、町民みんなで考えたいものです。

■旧公民館の利用に 関する町民からの 要望・意見

- 三月まで使用していた旧公民館をもう一度利用させてほしい。
- 旧公民館は、町の一等地でありながら、現在プラインドを下げたまま使っている。そのような暗い使い方はなく、町民が自然に入りやすい、明るい公民館の建物を取り戻して欲しい。
- 「まほら」は大きな行事があると全室使うので、以前より場所がとりにくくなった。
- 「まほら」では公民館的な機能を軽く見ているのではないか。
- 「まほら」の利用団体にアンケートを実施して問題がないかどうか調査すべきである。
- 旧公民館を「生涯学習センター」として位置づけてはどうか。
- いったい三春の公民館はどこへいつてしまったのだろうか？



▲ 大林ホール (8月20日撮影) 二階和室 ▼



● コミュニティルームをつくってほしい。高齢者の誰でも、自由に気軽に、休んだりお茶を飲んだり、お話しをしたりする場がほしい。連日開催でなくてもよいし、管理は各々の老人クラブで担当することにしてもよい。

● 併せて子どもたちのコミュニティルームもつくってほしい。学校の帰りの水飲み、読書などで立ち寄ることもたちが、大人とあいさつや会話を交わすことで、お互いの信頼と交流を深める場になりたい。

● わずか二ヶ月ほどの税務

● 調理室を、高齢者や婦人団体に開放し、料理教室、漬物教室、漬物コンクールなど、「まほら」ではできない企画・行事を実施してはどうか。

● 保健センターの炊事室は、機能・設備は万全であるが、狭くて、人数が限定され不便である。二階の炊事室はまだまだ使用できるはずなので、多くの町民のために

一階に関する要望

● 調理室を、高齢者や婦人団体に開放し、料理教室、漬物教室、漬物コンクールなど、「まほら」ではできない企画・行事を実施してはどうか。

● 保健センターの炊事室は、機能・設備は万全であるが、狭くて、人数が限定され不便である。二階の炊事室はまだまだ使用できるはずなので、多くの町民のために

二階に関する要望

● 老人クラブのスポーツ場として使用したい

● 武道館として使用したい

● 高齢者の「室内スポーツ広場」として、カローリング、クロリテイ、吹き矢など、「まほら」ではやれないスポーツができるようにしたい。

● まほら小ホールでエアロビクスをしているが、会場変更になることが度々ある。その場合は運動公園の談話室になるが、奥の部屋では社会体育担当の方たちが仕事をしながら、気を遣う。また、床が滑りやすく、危険で、疲れやすい。以前のように大林ホールを使わせたい。



調理室

■町役場に 取材しました

- の一部を紹介させていただきました。
- Q その後旧公民館の利用方法について何か進展はありましたか。
- A 平成十六年度・十七年度の二年間、三春中学校体育館の建設に伴い、部活動などに大林ホールを使う考えです。
- Q その期間に中学校の部活動以外に使うという考えはありますか。
- A 今のところはありませんが、十六年四月までには、まだ半年以上の期間がありますが、それまでに大林ホールを使いたいという希望があった場合は、どのように対応されますか。
- Q 今のところは使用を許可するということは考えていません。
- Q 耐久性、耐震性などの調査はどうなりましたか。
- A 三春中学校の体育館建設が完成する時期までは、調査の予定はありません。
- Q 二階の会議室や調理室の使用についてはどうお考えですか。
- A 今後の検討によっては、会議室を各種団体の事務所として賃貸することも考えられます。
- Q それはすでに申込があったということですか。
- A そうではありません。町所有の古い建物を使用している既存の団体について検討しています。
- Q パソコン教室はいつか



第3会議室

- Q 旧公民館とまほらの使い方などについて、町民の考えを聞く場を設ける考えはありますか。参考までに、まちづくり協会では、説明会、懇談会、アンケート調査などを実施して、お手伝いすることがあります。
- A 他のまちづくり協会も含めて、十分検討したいと思います。
- まちづくり協会では、この問題を継続して考えていきます。ぜひ、町民の皆さまのご意見を事務局までお寄せください。

清掃センター 焼却炉は「SOS」!

七月六日、河川クリーンアップ作戦が実施され、三春町でも住民の協力で清掃作業が行われました。この作業で出たごみの大部分は草ですが、ごみとして清掃センターへ運ばれています。はたして「草はごみ」なのでしょうか?

◆のびのびの草の山

清掃作業が実施されたのは、桜川、八島川、御祭川、実沢川、移川、国道二八八号線側溝です。

当日、清掃センターに集められたごみの内容や量は、左の表の通りです。

車種	搬入台数	搬入量
2tダンプ	46	13.8
軽トラック	15	2.1
合計	61	15.9

単位 (台) (t)
※旧町は草が主
※他に空き缶、粗大ごみ、タイヤ (不燃物)

これらのごみのうち、不燃物は埋め立てられ、廃タイヤ(数本程度)については、専門業者に処理を委託されますが、ごみの大部分をしめる草は、処分の方法が決まらないため、異物を取り除き仮置場に置いて、自然に腐っていくのをまわっているのが現状です。

◆草は燃えるごみ? 燃えないごみ?

草を燃えるごみとして焼



▲草置き場

却する方法についてですが、草が生のまま多量に焼却炉の中に入ってしまうと、焼却炉の火力が下がってしまい他のごみの燃焼能力が低下します。

反対に乾燥させて焼却炉の中に入れると急激に燃えすぎて、火力が上昇し、これから機械で焼却炉の中に運ばれていくごみに燃え移るといふ危険性を引き起こす恐れがあります。

◆焼却炉の負担は燃えるごみ扱いの「草」

清掃センターの話によると、田村郡では三春町だけが草をごみとして燃えるごみの袋に入れて出されたり、清掃センターに持ち込まれたりしているということです。

現在、家庭から出された草は燃えるごみとして焼却されていますが、焼却炉におおきな負担をかけています。ごみとして出される草の処分は、清掃センターの抱える問題の一つになっています。

◆草のリサイクルで住環境を守ろう

住環境を守ろう

清掃センターの担当者はこの問題を解消するため住民にできることを聞いてみたところ「できるなら草は各家庭で処理すること。また地域で話し合い、各地域に草の置く所を設置すること」と話していました。

そこで住民ひとりひとりが昔のように草を各家庭で土に返したり、肥料を作ったりと努力すれば、焼却炉の維持に役立つことになり

ます。その結果、自分たちの生活環境を良くすることに繋がってゆきます。

これらのことからいろいろな方法で草のリサイクルに取り組むことが、住民の今後の大きな課題です。まちづくり協会ではこれから三春町の住環境問題に取り組んでいく予定です。普段、疑問に思っていることをまちづくり協会事務局までお寄せください。



焼却炉の監視モニター

「NPO」について 学びました

七月二十九日、三春交流館小ホールにおいて、三春まちづくり協会の全体研修会が開催されました。

講師に、三春町社会福祉協議会副会長・ボランティアコーディネーターの森澤茂氏を招き、「NPOについて」の講話をいただきました。

この全体研修は、回覧板でお知らせをして一般開放したこともあり、当日は八〇名以上の方が参加され、小ホールが満員になるほどでした。



講話は、NPOとボランティアのちがいが、NPO条例など分かりやすい解説のあと、町をいきいき活性化できるのは、ボランティアとNPOだという結びがあり、参加者からは、NPOと名乗ることによって何が変わるのかとか、NPOセンターについてなど、活発な質問が出されました。 ※NPOについて詳しくお知りになりたい方は福祉会



館一階のボランティア談話室にご相談ください。

各部会の

これからの予定

(どうぞご参加ください)

青少年育成部会

● 青少年実態パトロール
十月十日午後五時
三春駅裏駐輪場集合

あいさつ運動

● 十月十六日午前七時半
三春中学校集合

環境部会

● 中学生との連携によるクリーンアップ作戦の実施
十一月四日午後一時半
各地区それぞれに清掃

地域部会

● 「美しい空間の再発見」
三春の遊歩道探訪
十月十八日午前九時
旧公民館前集合

町民の皆さん

● 町民の皆さんどなたでも参加できます。詳しくは三春まちづくり協会事務局までお問い合わせください。

編集後記

「広報みはる九月号」にごみの出し方Q&A「家電リサイクル編」が載った。

今、世界中で環境対策の実行が地につき始めている。「交通」「エネルギー」「ごみ」と、さまざまな分野で、国内外の模範的な対策を実行している市町村は、民間の声や力が、環境政策に反映されて、実現され、民間が行政を待たずに先進的なプロジェクトを率先して行っている点も見逃せない。

家電然り、生ごみ、燃えないごみも含めて徹底した循環型環境社会を、と願う。町清掃センターを見学し、郡内で、土ごと削った草まで「ごみ」として扱っているのは、三春町だけだと知り、何時の頃からそうなっ

てしまったのかと話題になった。草は「ごみ」に非ず。こまめに空地や、庭隅で処理して土に還して当然。自分なりに、十年来、生ごみは総て肥料化し、草は腐葉土にして園芸に生かしている。

未来の家は、エネルギーや資源を消費するだけではなく、逆にエネルギーや資源を生み出して行きたいと望むものである。(村田)

コミュニティだより
「三春わが街」第三十号
発行日 平成十五年九月十五日
発行 三春まちづくり協会
編集 三春まちづくり協会
広報部 会
三春町字大町一七八
(六二) 三九八八